

別紙3

久慈市民体育館建築物環境衛生管理業務仕様書

1 業務の基本

受託者は、久慈市民体育館（以下「体育館」という。）が常に建築物環境衛生管理基準（建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条）に従って管理されるよう管理者に意見を述べるものとする。

2 業務の内容

受託者は、建築物環境衛生管理技術者を選任するほか次の業務を定期的実施するものとする。

(1) ネズミ、昆虫等の防除（6ヶ月に1回、年2回）

体育館内外のネズミ、昆虫等の防除及び防除策を講じることとし、実施の方法等は甲、乙協議によるものとする。

(2) 空気環境測定（2ヶ月に1回、年6回）

体育館のおよそ19ポイント（協議による）について、次の項目の測定を行うものとする。

CO、CO₂濃度、浮遊粉塵量、温度、湿度、気流

(3) 雑用水水質検査業務

ア 遊離残留塩素濃度、PH及び臭気の測定並びに外観の検査を1週間に1回、大腸菌群の検査を2ヶ月に1回（年6回）行うものとする。

イ アによる結果については、別に定める様式により翌月5日までに報告するものとする。ただし、測定結果が適当でない場合、その都度報告し、改善の措置を講ずるものとする。

ウ 採水場所は、管理者と協議し、定めるものとする。

3 業務の実施

受託者は、2に掲げる業務の実施に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 業務を実施する場合は、あらかじめ管理者の係員に通告すること。

(2) 業務を受託者が直接実施しない場合は、その業務について厚生労働大臣が指定した者に行わせることとし、この場合、事前に管理者と協議すること。

4 報告書の作成等

(1) 受託者は、2に掲げる業務を実施した時は、その結果を管理者に報告しなければならない。

(2) 受託者は、建築物環境衛生基準に照応し、特に緊急に措置を必要とする事項については、管理者にその内容を報告しなければならない。

(3) 管理者は、必要に応じ、受託者に管理についての調書及び報告を求めることができるものとする。

5 図書等の保管

業務遂行に必要な体育館の図書等は、必要に応じ管理者からの交付を受け、受託者が保管するものとする。